

## 別紙1

### 中心市街地主要公共施設再配置等調査検討業務 委託仕様書

#### 1 業務名

中心市街地主要公共施設再配置等調査検討業務（以下「本業務」という。）

#### 2 業務の目的

本業務は、三好市の課題である人口減少及び災害対策とともに市民の幸福度の向上に資することを念頭に、中心市街地において想定する主要公共施設の配置方針を決定するあたり必要となる基礎調査及び検討を行うことを目的とする。

#### 3 履行期限

業務区分		履行期限
1	・主要公共施設の再配置等にかかる調査検討結果(下記「業務区分2」の選定及び検討結果)を含む。)	契約締結の日から2022年9月30日まで (予定)
2	・新たな徳島県立高等学校総合寄宿舍「三好寮」候補地の選定検討及び同施設の付加機能にかかる以下の検討案 (基本計画図、コンセプト、整備スケジュール、概算事業費及びこれらに附属する資料)	契約締結の日から2022年6月30日まで (予定)

#### 4 業務の定義

##### (1) 中心市街地

本業務における中心市街地とは、都市計画法に位置付ける「池田都市計画用途地域指定」内で、駅やバスターミナル、官公庁施設等の周辺を想定する。

「池田都市計画用途地域指定」については、以下の徳島県のウェブサイトを参考とすること。

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/toshikeikaku/>

##### (2) 主要公共施設

- ①図書館
- ②公民館（市民のほか外部人材との交流や活動を想定した機能を含む）
- ③多目的ホール
- ④新たな徳島県立高等学校総合寄宿舍の付加機能
- ⑤その他（本業務において市が指定する又は受注者が提案する施設）

## 5 委託業務の内容

### (1) 計画準備

本業務の実施にあたっては、その前提となる三好市の状況や計画地における法規制等を把握するとともに、本市の既往の総合計画や地方版総合戦略、都市計画マスタープランなど、再配置等にかかる上位、関連計画等の基礎情報を把握し、整理すること。

### (2) 中心市街地における主要公共施設の再配置等検討

次の①～③について、本市と協議のうえ調査検討を行うこと。

なお、本市では、利用可能となる未・低利用な市有地等での新たな徳島県立高等学校総合寄宿舍「三好寮」（以下「新たな総合寄宿舍」という。）整備にかかる候補地の選定を検討しており、徳島県との協議に必要なため、同施設の候補地の選定等の検討については、全体との整合性を図りつつ、本仕様書「3」に定めるとおり先行して行うこと。

#### ①利用可能な候補敷地の検討

主要公共施設の再配置等に利用可能となる未・低利用な市有地等の特性等を検討・整理し、利用可能な候補敷地を設定する。

#### ②主要公共施設の配置パターンの検討

主要公共施設の候補敷地の利活用への適正を検討し、想定される複数の配置パターンを設定するとともに、それぞれの特性等を整理する。

#### ③主要公共施設の配置パターンの評価と整備方針案の提案

本仕様書「5－(2)－②」の主要公共施設の配置パターンを比較するため、本市の特性に応じた総合的な評価基準（定量的基準、定性的基準等）を設けるとともに、同基準を基に、再配置等の適正を評価し、整備方針案を提案する。

### (3) 新たな総合寄宿舍の付加機能検討

本仕様書「5－(2)」及び「5－(3)－①」の前提条件を踏まえ、「5－(3)－②」における付加機能に関する提案を行うこと。

なお、本提案の履行期限は、契約締結の日から2022年6月30日まで（予定）とし、その後、本市が他の地方公共団体や利害関係者との協議等により変更を生じた場合は、本市の指示により業務期間内において検討・修正等を行うこと。

#### ①付加機能の前提条件

ア．想定する利用対象者：県立池田高等学校生徒、市民 等

イ．規模：800㎡以内

#### ②提案事項

ア．付加機能のコンセプト案の提案

地理的条件や地域性を踏まえ、新たな総合寄宿舍利用者の利便性ととも、市民の利便性やにぎわい創出等地域活性化の向上につながるコンセプトを本市との協議のうえ提案すること。その際、日常生活の場となる新たな総合寄宿舍と付加機能との親和性も検討し整理すること。

イ．上記「ア」のコンセプトに基づく基本計画図案の作成

構造物の種別、規模、形状（建築物にあつては諸室設備含む）や配置（想定される新たな総

合寄宿舍と付加機能の組合せ（合築・併設等）等がわかる基本計画図案（平面図）を1パターン作成すること。

ウ. 上記「ア」及び「イ」の付加機能の整備スケジュール及び概算整備費

(4) 会議等資料の作成支援

本市が他の地方公共団体や利害関係者に対し行う主要公共施設の配置方針、候補地の選定等の説明を実施するにあたり、本市の求めに応じて必要となる資料の作成を行う。

(5) 打合せ協議

業務の打合せは、業務着手時及び成果品納入時のほか、本市と受注者との協議により業務の遂行上、必要と判断された場合は随時打合せ（コロナ感染拡大の抑止等の観点からのウェブ会議を含む）を行うものとする。打合せ協議記録簿は、打合せ協議後、速やかに作成し、相互確認のうえ、本市に提出する。

なお、業務着手時及び成果品納入時の打合せには、管理技術者を同席させるものとする。

(6) 報告書の作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

## 6 参考資料

別添「（参考）中心市街地公共施設等現況図・案内」を参照。

※その他、本業務に関連する既往計画等については、以下の三好市ウェブサイトで閲覧確認すること。

(1) 第2次三好市総合計画

<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/584153.html>

(2) 三好市人口ビジョン及び第2次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/889861.html>

(3) 三好市都市計画マスタープラン

<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/4860.html>

(4) 都市再生整備計画（池田地区）

<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/docs/1907096.html>

## 7 成果品

次に掲げる成果品について、それぞれ本市が指定する方法により納品すること。

(1) 主要公共施設等の配置方針（案）調査検討報告書 A4版 10部

(2) 新たな総合寄宿舍の付加機能 基本計画図 A4版 10部

(3) 上記（1）及び（2）の電子データ CD-R 1枚

## 8 注意事項

- (1) 各業務の実施にあたっては、委託者との間で十分な事前協議及び事後報告を実施すること。
- (2) 受託者は、本仕様書の明記がない場合であっても、業務目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、本市と協議のうえ、誠実に履行するものとする。
- (3) 受託者は、三好市個人情報保護条例（平成18年3月条例第13号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

以上